

## 富山市公共交通活性化対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市公共交通活性化対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

#### (1) 事業者

次に掲げる者をいう。

ア 鉄道事業法による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）

イ 軌道法による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）

ウ 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業者

エ その他、公共交通活性化に資する事業を行う者

### (補助金の交付)

第3条 市長は、事業者が自主性、主体性を発揮して実施する公共交通の活性化事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

### (補助対象事業及び補助率等)

第4条 この補助金の補助対象事業区分、補助対象経費、補助率は、別表に定めるところとし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。但し、市長が特に認めるものについては、事業者と協議し補助率を定める。

### (補助金交付申請)

第5条 補助対象事業者は補助金の交付を受けるにあたり、富山市公共交通活性化対策事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 補助金交付申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) その他、市長が必要と認める書類

### (交付決定の通知)

第6条 規則第5条第3項に規定する通知は、富山市公共交通活性化対策事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

### (事業計画の変更等の承認申請)

第7条 規則第11条第1項の規定により事業計画の変更等の承認を受けようとする者

は、富山市公共交通活性化対策事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）により申請しなければならない。

（実績報告書の添付書類）

第8条 規則第12条に規定する実績報告書に添付すべき書類は、事業実績書（様式第6号）及び収支決算書（様式第7号）とする。

（額の確定通知）

第9条 規則第13条に規定する通知は、富山市公共交通活性化対策事業補助金額確定通知書（様式第8号）により行うものとする。

（帳簿の備付け）

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿又は証拠書類を整備し、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

（交付手続の特例）

第11条 第6条及び第9条の規定に関わらず、別表に定める交通ICカードを活用し学生証を作成する事業に係る補助金の交付については、規則第19条の規定により、規則第5条の交付決定及び規則第13条の額の確定の手続を併合するものとする。

（細則）

第12条 この要綱の施行に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月2日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年12月16日から施行する。

## 別表

補助対象事業区分	補助対象経費	補助率
活性化計画推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通の具体的な活性化計画の策定に必要な調査を行う事業に係る経費（調査費、調査委員会開催経費等）</li> <li>・パークアンドライド、トランジットモール、コミュニティバス等の実施に必要な計画策定及び円滑な推進を図るための実証実験、実証運行等を行う事業に係る経費（調査費、委員会開催経費、実験・実証設備整備費、運行費、広報費等）</li> <li>・先駆的な公共交通活性化施策の実証実験を行う事業に係る経費（実験・実証設備整備費、実験費、広報費、開発費等）</li> </ul>	1 / 4 以内
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>交通 IC カードを活用し学生証を作成する事業に係る経費</u></li> </ul>	<u>1 / 3 以内</u>
活性化施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パークアンドライドの実施に係る駐車設備、駐輪設備の整備費（舗装、外柵、案内標識、上屋、電照ポール）</li> <li>・トランジットモール、コミュニティバスの実施に係る施設整備費（バスシェルター、バス停看板等）</li> <li>・その他交通施設の整備費（バス停・電停の上屋、接近表示機、ICカードシステム等）</li> <li>・上記交通システムの実施に伴うその他経費（広報費、事務費等）</li> </ul>	1 / 4 以内
イメージリーダー路線整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イメージリーダー路線の活性化事業に係る経費から国、県及び市の補助金を控除した事業者負担額（ハイグレードバス停、車両購入等）</li> </ul>	1 / 4 以内
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イメージリーダー路線におけるバス車両のイメージアップを目的とする経費（外装費、内装費等）</li> </ul>	全額

様式第1号（第5条関係）

平成 年度富山市公共交通活性化対策事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

(宛先) 富山市長

申請者 住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者氏名） 印

平成 年度において富山市公共交通活性化対策事業（補助事業等の名称）を実施したので、富山市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

交付申請額 円

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他

様式第2号（第5条関係）

事業計画書

1 事業の名称

2 事業の目的

3 事業の実施時期及び場所

(1) 時期 年 月 日から 年 月 日まで

(2) 場所

4 事業の内容

項 目	内 容

様式第3号（第5条関係）

収 支 予 算 書

収入の部

（単位：千円）

科 目	予 算 額	積 算 の 基 礎
1 自己資金 会費 積立金 その他		
2 補助金 市補助金 その他		
3 寄附金		
4 借入金		
5 その他		
合 計		

支出の部

(単位：千円)

科 目	予 算 額	積 算 の 基 礎
1 会場費 借上料 設営費 その他		
2 広告宣伝費		
3 印刷製本費		
4 委託料 調査委託費 その他		
5 報償費 講師謝礼 その他		
6 負担金 団体加入金 団体会費		
7 保険料		
8 事務費 消耗品費 通信運搬費 その他		
9 その他		
計		
対象外経費		
計		
合 計		

様式第4号（第6条関係）

平成 年度 富山市公共交通活性化対策事業補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

富山市長 印

年 月 日付けで申請のありました 年度富山市公共交通活性化対策事業補助金については、富山市補助金等交付規則第5条第1項の規定により、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

補助金額 円



様式第5号（第7条関係）

富山市公共交通活性化対策事業計画変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

団体名  
代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました 年度富山市公共交通活性化対策事業補助金については、次のとおり計画を変更（中止・廃止）したいので、富山市補助金等交付規則第11条第1項の規定により申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容

添付書類 変更の内容を説明する書類

様式第6号（第8条関係）

事業実績書

事業の名称	
事業の実施時期	年 月 日 から 年 月 日 まで
事業の実施場所	
事業の内容	
事業の成果	

様式第7号（第8条関係）

収 支 決 算 書

収入の部

（単位： 円）

科 目	決 算 額	積 算 の 基 礎
1 自己資金 会費 積立金 その他		
2 補助金 市補助金 その他		
3 寄附金		
4 借入金		
5 その他		
合 計		

支出の部

(単位： 円)

科 目	決 算 額	積 算 の 基 礎
1 会場費 借上料 設営費 その他		
2 印刷製本費		
3 広告宣伝費		
4 委託料 調査委託費 その他		
5 報償費 講師謝礼 その他		
6 負担金 団体加入金 団体会費		
7 保険料		
8 事務費 消耗品費 通信運搬費 その他		
9 その他		
計		
対象外経費		
計		
合 計		

様式第8号（第9条関係）

平成 年度 富山市公共交通活性化対策事業補助金額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

富山市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定しました 年度富山市公共交通活性化対策事業補助金については、富山市補助金等交付規則第13条の規定により、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

補助金額 円

## 富山市公共交通活性化対策事業実施要領

### 第1条 主 旨

この要領は、公共交通の活性化を図るため、交通事業者等が主体的に行う公共交通活性化事業に対する市の財政上の助成措置等総合的な支援に関して必要な事項を定める。

### 第2条 補助対象事業等

1 補助対象となる事業及び補助対象経費は、事業者が主体的に実施する公共交通活性化事業及び経費であって次に掲げるものとする。

#### (1) 活性化計画推進事業

- ① 公共交通の具体的な活性化計画の策定に必要な調査を行う事業に係る経費（調査費、調査委員会開催経費等）
- ② パークアンドライド、トランジットモール、コミュニティバス等の実施に必要な計画策定及び円滑な推進を図るための実証実験、実証運行等を行う事業に係る経費（調査費、委員会開催費、実験・実証設備整備費、運行費、方法費等）
- ③ 先駆的な公共交通活性化施策の実証実験を行う事業に係る経費（実験・実証設備整備費、実験費、広報費、開発費等）

#### (2) 活性化施設整備事業

- ① パークアンドライドの実施に係る駐車設備、駐輪設備の整備費（舗装、外柵、案内標識、上屋、電照ポール等）
- ② トランジットモール、コミュニティバスの実施に係る施設整備費（バスシェルター、バス停看板等）
- ③ その他交通施設の整備費（バス停・電停の上屋、接近表示機、ICカードシステム等）
- ④ 上記交通システムの実施に伴うその他の経費（広報費、事務費等）

#### (3) イメージリーダー路線整備事業

- ① イメージリーダー路線の活性化事業に係る経費から国、県及び市の補助金を控除した事業者負担額（ハイグレードバス停、車両購入等）
- ② イメージリーダー路線におけるバス車両のイメージアップを目的とする経費（外装費、内装費等）

2 1項に掲げる事業については、国土交通省バス利用促進等総合対策事業（以下「国庫補助事業」という。）遂行の必要性等、特段の事情がない限り、単一年度とする。

3 1項に掲げる事業のうち、国庫補助事業の対象となる事業については国庫補助金の交付申請を前提とし、経費から国庫補助相当額を控除した額を補助対象額とする。

4 1項に掲げる事業において、運送収入や国庫補助金等の事業収入がある場合は、経費から事業収入相当額を控除した額を補助対象額とする。

### 第3条 支援措置

- 1 市は、交通事業者が行う公共交通活性化事業が円滑に推進されるよう、補助対象経費について、別に定める「富山市公共交通活性化対策事業費補助金交付要綱」により補助金を交付するものとする。
  
- 2 市は、補助金の交付にあたっては、次に掲げる事業を優先的に取り扱うものとする。
  - (1) 国庫補助事業及び富山県公共交通活性化総合対策事業の対象となるもの
  - (2) 市内において、モデル性の強い事業であるもの
  - (3) 当該補助金の交付実績がない又は交付実績が少ない交通事業者が実施するもの
  - (4) その他事業の実施に緊急性など特に必要と認められる事由があるもの
  
- 3 市は、第1項の財政上の助成のほか、国の補助制度の活用・計画策定及び実証実験に関する助言、並びに専門的・技術的事項に関する助言等を行うものとする。

### 第4条 その他

この要領に定めるもののほか、交通事業者が実施する公共交通活性化事業の支援に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成19年7月2日から施行し、平成19年度事業から適用する。

この要領は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度事業から適用する。

この要領は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度事業から適用する。